

○ 企業立地支援制度（案）

□以下の全ての要件を満たす企業に対して、固定資産税の軽減措置又は障害者雇用創出助成金を交付する。

- ①みなくるタウン産業立地促進ゾーン内に立地した地域未来投資促進法に基づく計画の承認を府から得た企業。ただし、町長が認めた町内に事業所を有する企業でそれに準ずる企業は認める。
- ②脱炭素経営に取り組む企業（企業の経営戦略や経営方針等に脱炭素の取組を位置づけている企業）
- ③敷地面積1,000㎡以上または投下固定資産額（土地の取得を除く）5千万円以上の企業
- ④地元雇用（町内居住者の雇用予定がある場合も含む）を1名以上する企業

○ 固定資産税の軽減措置

＜軽減内容＞

初年度から3年間固定資産税（建物のみ）を2分の1に軽減。

○ 障害者雇用創出助成金

・新規創業の日から3年間に限り、地元新規障害者雇用1人あたり（雇用の日から1年間引き続き雇用）50万円（1回限り）を交付。なお、上限は、1社あたり500万円（10人）とする。